

第 15 回農林水産本省入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：平成 23 年 10 月 〇日)

開催日及び場所		平成 23 年 9 月 14 日 (水曜日) 農林水産省第 3 特別会議室	
委員		沖本 美幸 (公認会計士) 横田 絵理 (大学教授) 戸塚 輝夫 (公認会計士) 岡田 修一 (弁護士)	
審議対象期間		平成 23 年 4 月 1 日～平成 23 年 6 月 30 日	
審議対象案件		645 件 うち、1 者応札案件 69 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 29 件	
抽出案件		10 件 うち、1 者応札案件 7 件 (抽出率 1.6%) (抽出率 70%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 6 件 (抽出率 60%)	
抽出案件内訳	物品・役務等	一般競争	8 件 うち、1 者応札案件 5 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 7 件
		指名競争	0 件 うち、1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件
		随意契約 (企画競争・公募)	1 件 うち、1 者応札案件 1 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件
		随意契約 (その他)	1 件 うち、1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1 件
	(特記事項)		
委員からの意見・質問、それに対する回答等		意見・質問	回答等
		(詳細に記述すること。) 別紙のとおり	(詳細に記述すること。) 別紙のとおり

<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p> <p>[これらに対し部局長が講じた措置]</p>	<p>特になし</p>
--	-------------

事務局：大臣官房経理課会計指導第1班

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回答等
<p>○競9 事務用封筒（間伐材仕様）の購入（単価契約）</p>	
<p>考えられる原因のところ、見積額に占める印刷加工云々とありますが、この見積額というのはどういう位置づけのものなんですか。</p>	<p>この見積額というのは、入札される際の応札金額の見積もりという意味です。</p>
<p>予定価格とは違うのですか。</p>	<p>予定価格のことではございませんで、応札業者が入札金額を算出するための見積もり額ということになります。</p>
<p>収益が見込めないのであれば高目に入札すればいいわけですよ。一般的な事業者の考え方から言えばですけどもね。それではとれないということをもう初めから予想しているということですか。</p>	<p>例年の落札金額あたりを業者さんの皆さん御存じですので、ここにこれだけの金額を乗っけてしまうとなかなか落札できないというような判断があったというふうには聞いております。</p>
<p>もう一つ、23ページの一般競争契約審査調書の中の、上のほうに金額が434万7,000円と出ているんですが、これとの関係はどういうことなんですか。</p>	<p>予算額の積算は、昨年度の契約の単価あたりからおおむねこれくらいは必要であろうと当初に見込んでいた金額です。</p>
<p>これ自体は、今回の入札の上では結果的には影響を与えなかったということでもいいんですかね。</p>	<p>あくまでも当初見込んでいた金額ということですよ。</p>
<p>これと予定価格との差は。</p>	<p>お手元の資料の19ページに予定価格調書をつけてさせていただいております。</p>
<p>それとこちらの434万7,000円との関係というのは。</p>	<p>これは、先ほど担当から説明をさせていただきましたように、まず今年の契約におきまして、昨年の契約金額であるとか、あと今年の予定という部分で、各部局で予算額として確保しているものを23ページの一般競争契約審査調書で掲示をさせていただいております。</p> <p>一方、19ページの予定価格調書につきましては、実際に入札執行するに当たり、再度価格を試算したものであるということの違いが出ているとい</p>

	うことでございます。
100万ぐらい違うんですけれども、この誤差というのはかなりあり得る話しなんでしょうか。	<p>実は、この間伐材の32ページをごらんいただけますでしょうか。</p> <p>32ページの下から3行目になりますが、平成22年度までは無地の封筒と省名の印刷封筒をあわせて一般競争入札として公告しておりました。しかしながら、平成23年度におきまして、急遽各省との共同調達を取り込むということで始めたものですから、省名印刷封筒のみということになった次第でございます。その関係の説明が不十分でございましたが、当初の予算額というのは、無地封筒までを見込んだ予算額を入れていたものですから、その部分の違いでございます。</p>
無地封筒のほうが安いように思うんですけれども、そういうものではない？	無地封筒のほうが安いです。今回の入札案件につきましては、省名印字封筒を入札をかけた案件でございます。
当初の予算額の434万7,000円の方は、無地封筒が入ってない金額。	申しわけございません見込んだ金額で予算額として計上をしております。記載のベースが無地封筒も入れた予算額を掲載しておりますので、その分が違っております。
予算額が多少多目だったということですね。	そうです。
第三者から見ると、事務封筒の販売というような割と一般性のある契約累計で一者応札というところ、ちょっとどうかという気もします。この点、改善札としては、参加資格の周知徹底を行うと書かれていますが、具体的に周知徹底はどのようにやっていくというご予定ですか。	物品の購入業者と印刷業者の関係で、入り口に入札公告を当然ながら掲示をしております。また、ホームページにも掲載をしておりますが、その際に印刷業者様のほうにも入り口に封筒の入札公告を掲載をしましたけれども、ご覧になられましたでしょうかと、そういう周知を図ってまいりたいと思っております。
先ほど出ました35ページについて質問をさせていただきます。まず一番最後のところに、省名印字封筒としたことによって競争が困難になったということが書いてありますが印刷業者に印字を頼むのは当然のことに思われ、それにより競争が困難になったというのがわかりにくかったので教えていただきたいのが1つ。 それから、さっきのアンケートの結果で、版下を有している業者と対抗することが困難とい	価格で勝負した場合、版下を持っているところは経費がかからないので、新規参入の会社は勝負に出ても初期投資の経費で勝てないというところがあり、ほかのところでは業者間で競争ができるということであれば、納入時の人件費であったりとか、仕分けをするときの人件費であったりとか、そういった部分のほうをある程度業者のほうで削減できるような条件として出せば勝負ができるのではないかとといったような話し

<p>うのがございました。、版下を持っている会社に見積もりを頼んでいてそこが落札しているので、この会社は版下を持っていることを前提にした見積もりを出してきたとすれば、当然ここが低く見積もってきて、ほかではとても対抗できないということになるかとも考えられます。それとも版下から積み上げて、参考見積もりにできたんでしょうか。</p>	<p>がありまして、改善策として、納品場所であるとか、発注単位、毎月発注すれば、その回数分だけ人件費がかかってきますので、そちらを集約することによって経費を削減して、物の価格だけが勝負への参加を検討する要因として余り大きくならないようにすることを改善策としております。</p>
<p>仕様書の中に、1の(3)で、予定数量は別紙の1とする。ただし予定数量は見込みであり、最低発注数量を保障するものではないと記載されていますが、こうなると業者としてもなかなか経費の削減をすることが難しいのではないかと、ここの改善の余地があるかどうか1つ。それから、特注品でなければいけないのが2番目。3番目として、応札者の条件、特になしと、1枚目の概要に書いてありますが、35ページのアンケートには違うことが書いてあって、競争参加資格の等級が参加資格と一致していなかったという社が2社ありました。どうしてこのような回答があったかということです。</p>	<p>最後にありました競争参加資格と一致しないという業者につきましては、2者ともB等級の業者でした。 C等級ということなので、参加できないというようなお話しがありました。 また、特注品という記載になっておりますが、こちらについては通常の一一般の無地の封筒ではなくて、農林水産省という名前を印字してやるもののため、版下をそれ専用につくらなきゃいけないといった意味で特注品という意味合いで聞いております。</p>
<p>どこの会社でも自分のロゴを入れていますよね。ほとんどが特注品だと思います。</p>	<p>そうですね。</p>
<p>何か変じゃないかなと思ったのですけれども・・・わかりました。それから、すべての案件にかかわることですが、入札公示の期間の後ろに公示期間が何日間かを次から入れておいていただければと思います。</p>	<p>すみません、もう1点、予定数量のところですが、これについては、できる限り年間で発注する数量を昨年度の実績や本年度の業務予定考慮して積算をしてあるところなんです、どうしても業務の進行状況によって、発注数量が変動してまいりますので、ここにつきましては、こう書かざるを得ないものとなっております。</p>
<p>なるべく、業者のほうにも利益が出るように、コストがかからないように、やはりこちらとしても努力してあげないと、入札してくる人が少なくなると思います。できれば検討していただきたいと思います。</p>	<p>はい、検討します。</p>
<p>○競96 食品産業動態調査関係業務（加工食品の生産量等調査・分析業務）</p>	
<p>2ページのところの改善策で、一般競争入札の</p>	<p>まず、一般競争入札はおっしゃるとおりでござ</p>

採用も含めて、契約方法の検討を行うことという意味が、これ自体が一般競争入札ですよ。どういう意味かちょっとそれがよくわからなかったのと、最後のページの過去3年間の入札契約状況で、平成22年度のところで2,200万円で契約しているようなんですけども、これはもう業務内容の量が違うことだったのかどうか、ちょっとその辺をお願いします。

います。ただ、一般競争入札の中での総合評価方式というので、今、各社からご提案をいただいて価格プラスご提案いただいた業務の内容に対してのご提案の内容を含めて審査をして落札者を決定するという方式でございます。これに対して、価格競争のみでの一般競争入札というものを契約の段階で目指していきたいということでございます。

それから、2点目のご質問、前年度に対して予算が大幅に違ってきているんじゃないかということ、業務内容を見直したのかということですが、おっしゃるとおりでございます。実はこの業務に関しましては、昨年度から今年度にかけて業務内容を大幅に見直しをしております。このような入札に参加していただく方をより広い範囲で参加していただきたいというものがありますが、もちろんもう一方で、そもそも予算を合理的に執行する上で業務内容を合理的に見直すということもございまして、まず毎月の調査する対象品目を本当に他の類似している調査等で代用できないかというような形で品目を大分見直してきております。昨年度は毎月の調査を70品目弱でありました、今年度は45でございまして。

それから、あと、毎月の調査以外に昨年度は年間一本での対象品目というのがございまして、それが244品目別でございます。そういったものも今年度の事業では廃止してございまして。さらに、いわばそういった調査した結果を分析するという面で、もう各種調査結果の分析という形で、輸出入の動向ですとか、小売りの動向ですとか、卸売りの動向ですとか、そういったものもあわせて分析していただくような内容になっていたんですが、その辺をかなりなくしまして、今年度からは非常にシンプルな形で、毎月の生産量を追っていただくと、その分析を書いていただくというような形に、今年度業務の内容を見直したところでございます。

したがって、担当者的に申し上げますと、本年度の1者応札という結果になったことに対しては非常にある意味ショックを受けておまして、要はこれだけ業務の見直し、なるべくいろいろな方に入っていただきたいという思いが一方にあったんもんですから、それが結果的には一者応札ということになって、さてどうした

	<p>ものかなと、実は非常に悩んでいるところがありますが、申し上げたとおり、業務の見直しの方法はよりシンプルな形で、業務の内容を進めて見直しというのを図ってきておりますので、今後につきましても、さらに業務内容を見直しを進めて、より要は業者側にとってはなるべくコストのかからない形での受注が可能となるように業務内容を見直していくとともに、価格競争での参加と、入札への参加ということを検討していきたいという趣旨でございます。</p>
<p>先ほど出ました総合評価か競争かというところなんですが、総合評価にするかどうかという判断の基準ってどこで決めるんでしょうか。</p>	<p>この業務に関してということでしょうか。</p>
<p>一般的で。</p>	<p>一般的などという部分でございますと、まず総合評価につきましては、業務の内容によって、価格だけでやってしまいますと単に安くはなるんですけども、内容としては不十分なものが出てくる場合がございます。それでは、せっかく発注したものが無駄になるようなことにもなりかねないので、高い技術力が発揮されるようなものを総合評価という形で採用させていただいております。ただ、一方で、一般競争につきましては、やる内容自体がもう決まったというんですか、これをやってくださいとかという形で固定ができるようなものについては、価格競争でもそこは一定の成果が得られるだろうということで、そういう方式を採用させていただいております。</p>
<p>わかりました。 今までの例を見てもサンプル採取とか、割と機械的な業務に近いものが価格競争になって、こういう調査とか分析が必要になってくるのは、やはり総合評価ということなんだろうなということとは想像はしていたんですが、そうなるとなかなかこの手の調査業務で価格競争でやっちゃうというのも、先ほどおっしゃられたような弊害も出てくるので、業務の性質上、なかなか応札者をどんどんふやしていくというのはなかなか難しいのかなというふうに感じました。感想です。</p>	
<p>1つは感想なんですけれども、こういった分析</p>	<p>2点目のご質問についてですが、おっしゃると</p>

業務などについて努力をされて、シンプルになさったのはわかりますが、総合評価から一般競争にすると今まで総合評価により内容を担保した例えば、経年的に見る必要があったのに、それを担保できなくなることはないのかという心配がありました。

もう1点は、結果的に4年間同じ業者にこれが落ちているので、こういった調査が幾ら品目数を減らしたとしても、この業者しかできない仕事だということであるのかどうかということについての考えを教えてくださいませんか。

おり、昨年度まで、ずっと同じ業者が落札をしておりまして、先ほど申し上げた部分の繰り返しになるんですが、やはり非常に多くの品目を、個別にそれぞれの業種ごとに大体上位20社なり、40社なりというところを調査対象として、そこに毎月の生産量を調べ、または各種変動要因等をお聞きしたりという形で、いわばそれぞれの業界に対しての強いつながりをベースにしたような部分がある業務でございます。したがって、先ほども申し上げましたが、まず品目数、これを大幅に少なくすると、調査対象をまず減らしていく、これによって対象者をまず減らしていく。業務自体も複雑さというのをなるべくなくしていきたいという考えで、今回、実は昨年度から今年度に対して対応をやったところなんです。

もう一つは、やはり今後検討していこうと思っているところの部分は、まさしくそういった調査対象後とのつながりという部分を何とかうまく、新しく入ってこの業務に携わろうという人にうまくバトンタッチできるような、そういった仕組みがうまくつくれば、比較的いろいろな方に、この業務に手を挙げてみようかなというふうに思っていたかなというふうには思っております。

あとは、先ほども改善策を申し上げましたが、何とかこういった業務に興味のありそうな方に積極的に声かけをやっていきたいというふうを考えております。

仕様書を見ていただくと、仕様書の2の目的のところ、安定供給の確保を図ると書いてありますね。安定供給の確保を図るとのこと、調査することとどういう関係があるのか。図っただけでは安定供給が確保できないのではないかと、これは、入札等監視委員会か、あるいはもう一つの委員会かで議論する問題かわかりませんが、質問は、安定供給の確保を図ることが、この調査でどうやって成し遂げるのか、これを調べたことによって安定供給の確保ができるのかという素朴な質問です。

ご指摘の点、おっしゃるとおりだと思います。ここの仕様書でちょっとまた来年度に向けて検討させていただきますが、おっしゃるとおり、この業務、直接これを行ったことによって食料の安定供給が確保できるというものではございません。そもそも、この業務をやる、国の側といいますか、農林水産省の側の思いがここの食料の安定供給という政策の目標のための基礎的なデータを集めるためにこの業務をやっているということでございまして、この業務なり、この業務に参加した業者が行う調査そのものが食料の安定供給を確保するものというものではございません。

ありがとうございます。

<p>とにかく、こういう仕様書の目的があいまいになっていると、この調査とどこ業務が関連があるのかとか、その効果がどうなのかということがたぶん問われてくると思いますので、正確を期していただきたいというふうに思います。</p>	
<p>○競110 平成23年度世界食料需給動向等総合調査・分析関係業務（分析モデルを用いた世界の超長期食料需給予測システム構築等）</p>	
<p>一般的な質問になってしまうんですけども、システム開発で、いろいろな業者が毎年替わると、瑕疵担保責任は前年度のものは負いませんよと言っても、いざ問題が生じたときにいつの時点の瑕疵なのかというのは争いが生じるようなこともあるんじゃないかなというふうに思います。そういう意味では確かに複数年での契約というのにも必要なんじゃないかと感じました。</p> <p>この点、国庫債務負担行為というのは、こうした契約類型ではよく行われているんでしょうか。</p>	<p>国庫債務負担行為につきましては、一般論としまして、機械を借りたりするような賃貸借契約とか、あと、システムの開発自体が1年ではでき上がっていかないなど、中身がもう少し長期にわたらないと物ができないとかというものにつきましては、複数年にわたる予算を要求させていただいて、確保できた場合には、国庫債務負担行為という整理になるわけでございます。ただし、これらについては、その時点でなかなか内容について固定されていないものですから、そこをもう少し検討したいということで改善策として書かせていただいております。</p>
<p>昨年からの継続的なものということなので、私もそれだったら同じところがやったほうが効率的でしょうし、当然1者になるだろうなという気もいたしましたので、何か工夫ができないのかもしれない、したがってそこで批判を受けるよりはある意味で当然かなという感想を持ちました。</p> <p>そこで質問なんですけれども、モデルそのものは、請け負った業者が持っているモデルなのか、それとも一般的に公開されているモデルなのか、それにおいても今後のことが変わってくると思うんですけども、そこを教えてくださいませんか。</p>	<p>モデルそのものは公開されているモデルを改良するというような形で、この業者が行っております。</p>
<p>この目的が、長期30年後、50年後と書いてあります。10年先もわからないのに、こんなことが本当に可能なのかなという素朴な疑問と、それから評価をした方々も、かなり懸念されているということがあるのですが、87ページの評価のところ、●●さん以下●●さんまで、いろいろ結構厳しいことが書かれていると思います。こととして最後で最後の案件ですけれども、この</p>	<p>このモデル開発という分野で、今回の事業については、需要・供給・貿易という3分野のモデルを一括してシステム化するということがありまして、それと社会科学系の今までの超長期のソフト化、自然科学だけの超長期のソフト化、こういったものはあるんですが、それを一緒にした、世界全体を含めた形でのモデルを超長期に予測をするというのは、これまで余り世界的</p>

<p>ような疑問は過去には考慮されなかったんでしょうか。</p>	<p>にも例がないもんですから、皆さんそういう事例を今まで余り見てないというところから非常に懸念をされるところは確かにあるというところだと思います。</p>
<p>評価をされる方がこれだけ懸念されている、例えば●●さんには、専門の研究機関も入れたコンソーシアムが望ましいとお書きになっていますよね。これも、今年度だけ出てきたコメントじゃなくて、去年どういうことを書かれたかわかりませんが、当然同じようなこととお書きになったのではないかと思うのですね。それをどういうふうに反映されているのかというのを聞きたいと思います。</p>	<p>この事業については、それぞれシステム開発と同時に、その開発に向けて、受託した業者は研究ネットワークということで、各分野の専門家の人たちからいろいろヒアリングをしまして、そこからいろいろ指摘いただいたものを受けて、この開発に当たりました。これは最初から仕様に入れております。</p> <p>そこで、引き続きネットワークとしてそのまま我々のところで管理できるように、今後の意見をまとめるとか、そういう体制はつくっております。</p>
<p>そうすると、●●さんのコメントが、そのところを正確に把握されないでコメントされたということですね。 沖本：分かりました。</p>	<p>100%は・・・</p>
<p>○随41 平成23年度食料自給率向上国民運動拡大推進事業（戦略的統括業務）</p>	
<p>129ページのところに規格審査検討経過記録というのがございまして、真ん中に主な意見というのがあって、最初の、広報のタイミングを同期する場合云々というところが3行にわたって書いてございますけれども、この意見というのは、規格書そのものに反映されたものなんですか。</p>	<p>これは、128ページまでに添付してございます規格書の内容を審査する際に、これをこういうふうにしたらもっと効果が出るのではないかと審査員の意見でございまして、これをもとに規格書を再度直すということはしてないんですけども、ただ実行面でこういったご意見を踏まえまして、効率的にできる工夫をこのようにしております。</p> <p>例えば、夏ベジというのは、夏野菜がとれる時期にキャンペーンをはろうというものなんですけれども、実際に物がとれない時期にキャンペーンをしても意味がございませんので、実際に物が流通するときにあわせてキャンペーンを打つというふうに今年度は工夫をしております。</p>
<p>138ページを見ると、具体的な回答理由に、改善すべき点ということで、業者さんのご意見、要約すると電通さんがとるに決まっているからというふうに読めるんですが、実際そうなんです</p>	<p>まず過去の経緯でございまして、139ページにございまして、23年度で3年目になるんですが、21年度4者、22年度4者、23年度1者ということで、今回初めて1者の応札がありまし</p>

しょうね。それで、この辺の過去の複数年とっ
ていらっしゃる業者がどうしても優位に行っ
ているというのはしょうがなく、ただ、最初は
応札社も4、4、1、1になっているんですけ
れども、どんどん減って行って、あきらめム
ードが漂っているようにも読めるんですが、この
辺、過去のデータの公表も1つの手なんでしょう
けれども、ほかに何かなかなか優位性を少し、
過去の業者優位を崩すというか、ならしていく
ような手としてほかに何かお考えになっている
ことってありますか。

た。
それで、実は7者応札いただけなかったとい
うことなんですが、そのうち1者につきまして
は、当初から応札する予定があったんですけれ
ども、ちょっと時間的に十分検討できなかった
ということで、最終的には応札をされなかった
というふうに聞き取ってございまして、まだま
だあきらめているという段階にはないという認
識でございます。

それで、ただ情報格差というのが一番やっ
ぱり問題になるというのは、今回のアンケートを
見て理解をしましたので、その格差を埋めるよ
うに最大限努力していきたいと思っております。

また、この事業以外にも別途個別の広報事業
というのを私どもコマースを打ったり、新聞
広告を打ったりという、監督の事業がござい
まして、それには数多くの業者の方に入札をい
ただいている状況でございます。

ここの概要のところ、過去の契約の記載があ
りませんね。3年とも同じですね。
概要の提案者の数のところに、過去同一の人と
契約している場合には、その旨書いていただ
いたほうがわかりやすいと思います。

はい、気をつけます。

それから、今回、規格審査検討経過記録を入
れていただいたのは非常によかったですと思
います。それから、これが本当に随意契約なの
かどうかというところですが、総合評価方式
との絡みがあるかと思うのですね。ここの最
後のページに、企画競争による随意契約とす
る理由について、これも入れていただいて非
常にいいのですが、(4)最後の行に、「また本
委託事業の内容は、国民運動の統括組織を確
立することであり、財務大臣通知による総
合評価落札方式によることはできるものと
されている研究開発調査及び広報には該
当しない。」というふうに書かれていま
すが、今の通知が財務大臣から出ているの
でしょうが、財務大臣の通知の趣旨は何
なのでしょう。

今回、ここに書いてあるとおり、財務大臣の
ほうからは、総合評価落札方式は、研究開
発調査報告依頼については、個別に協議を
すればできるというふうにされております
ので、これ以外についても、個別に協議を
すればできるとされています。

なかなかここ時間がかかるのでというのと、
それから、これ一切、この業務の広報とか
はしませんので、結論的には、ほかでや
っている事業の広報に対しての助言とか、
工程管理とか、そういったものでござい
ます。この事業についてはCMとか、そ
れから広報は一切しておりません。そう
いった意味という形で時間の関係と、そ
ういった感じで協議をせず、随契とい
う形でありまして、やられているんです
が、周知については・・・

今回、ここに通知によりと書いてあるとい
うことは、財務大臣が何か考えているの
だろうと思

基本的には、関係法上、価格競争でやる
というのが一般ケースでございますけれ
ども、例外的

<p>うのですね。私は、これは別に随意契約じゃなくて総合評価落札方式でもいいのではないかと 思うんですけども、それがどういう趣旨でこれ以外はだめと言っているのか知りたかったんで、後ほど教えてください。</p>	<p>に、財務大臣と協議して、価格以外の様相が非常に重要であるという場合には、例外的に随契ができるというわけでございます。その例外的なものについて、張りめいた機関の中に速やかに発注しないとイケませんので、財務大臣に一つ一つ協議していく時間がないということで、ある特定のものについてだけ、包括的に協議いたしまして、この分野についてはこういう要件を満たせば一般総合評価にとれますということ を、各省、それぞれ同じように協議して認めていただいたものでございまして、その意味では、一般的にこういうものになじむというものがそう いった分野であったという趣旨であろうかと思われま</p>
<p>なぜこういうことを言ったかというのと、名前だけの問題で随意契約（企画競争）と書いてありますけれども、本質的には、一般競争の総合評価方式と変わらないものであって、財務大臣が そう通知をしたことによって、一般の国民から見ると随意契約ではないか、非常に奇異な目で見られるということになると思うのですが、実 際的には、これは一般競争の総合評価方式と何ら内容的には変わらないというふうに思っていました。その趣旨でちょっとお聞きしました。 ありがとうございます。</p>	
<p>○競125 平成23年度高齢者向け加工食品の製造・流通推進事業</p>	
<p>一番最後のページに採点集計表がありまして、その下に評価項目一覧表、添付資料とござい ますけれども、これは審査する上での添付資料が審査するに足るに十分な資料としてあるかどう かをチェックした表ですか。</p>	<p>25ページのところででしょうか。</p>
<p>そうです。一番下の評価項目一覧表となって、添付資料と括弧書きでなっておりますよね。 これは、その審査する上での添付資料が十分審査するに耐え得るものになっているかどうかを 検討したときの検討結果ということよろしいですか。</p>	<p>はい、条件となっております。</p>
<p>今回2者が応札し公益法人が落としたということなんですけれども、評価結果をみますと、価</p>	<p>私どもも、その事業の目的なり、成果をどういうふうなもの求めているかというものを説明</p>

<p>格の上ではもう1者のほうが低かったけれども、評価の段階で新しいところが落ちてしまったという結果だと思うんですけども、その評価のところ、25ページのところなんですけれども、経験というのを評価項目に入っていて、これでいくと、新しいところがなかなか入りにくいかなという感想を持ったんですけども、この評価項目というのは、どうやって決めることになるんでしょうか。</p>	<p>した上で、それに応じたこういう事業をしたいという2者出てきたわけなんですけど、食品産業センターのほうは、経験というか、そういう事業もやったこともあるし、我々の求めた事業の結果を求めているものにより近かったんですけど、もう一方のほうは、ちょっと食品、発想はよろしいんですけども、我々は加工食品をいかにシフトしていくかということをお考えなんですけど、加工食品プラスほかの、例えばバリアフリーとか、そういったこともいろいろやってもおられて、そうするとなかなか求めている部分が重点的にまとめられるかなというちょっと危惧があったということでございます。</p>
<p>追加でちょっと、申しわけありません。25ページのところの評価点なんですけれども、これはあと入札価格を折り込んだ上での総合評価結果という形の評価方法ではないんですか。</p>	<p>9ページのほうにその内容が書いてございます。</p>
<p>○随47 牛肉トレーサビリティ業務委託事業 (DNA鑑定照合用サンプル採取)</p>	
<p>お聞きしたいのは、1ページ目に一番最後の2行で、サンプルを採取する業務を行える業者が少ないことが考えられるというところで、行える業者というのは、権限の問題なんですか、それとも能力の問題なのかということです。それから、2つ目が、15ページのところの、別添の15で、一番上の契約概要のところ、3億9,000万円になっておりまして、これの内数ということでよろしいんですね。</p>	<p>はい。</p>
<p>それから、14ページのところの入札執行調書のところに、第3回のところで、不調と決定というのがありまして、この決定した数字が最終的な1ページ目の契約金額につながってくると考えていいんですか。ちょっと3つ質問なんですけれども、ちょっと申しわけない、最初の業者の話からお願いします。</p>	<p>最初の業者は・・・</p>
<p>権限としてはないんですね。</p>	<p>はい。</p>
<p>能力。</p>	<p>能力です。</p>

<p>これはサンプルを採取したいんですけれどもということで、要するに簡単にさせてもらえるものなんですか。</p>	<p>屠畜場に聞きましたところ、牛の枝肉から肉片をサンプリングするというのは、やはり一定の食肉に関する専門的知識が必要であり、専門知識を持った人でないとなかなか難しいのではないかなというふうに考えております。</p>
<p>行って調査する権限そのものは、この入札できれば、そういう権限が付与されると、そういう意味ですね。</p>	<p>権限ではないですね。</p>
<p>全国の屠殺場。</p>	<p>まず、1点目は権限ではなくて、全国にある屠畜場というのは、それぞれ各地にあるんですけれども、それぞれ経営者というのは一施設ごとであったり、北海道であれば5つの業者をまとめて一人社長さんがいらっしゃるというような形で、全国を一業者でまとめているというような形態ではないです。そこで、生きた牛から枝肉、食肉に加工しているわけですけども、そういった中でいうと、例えば、そもそもほかの業務、食肉の格付を行うだとか、衛生検査をやっているだと、もともとは従業員さんが多くいらっしゃるような形であれば、枝肉から肉片を取る、サンプリングするという作業は非常に容易にできるでしょうと。そこは権限ではなくて能力の問題というのが1点目です。</p>
<p>協議会というところがその肉、サンプルでくださいと言っていくわけですか。</p>	<p>実務上、サンプリングしているということです。枝肉自体は、屠畜作業をしている屠畜業者のほうが生きた牛から枝肉までを加工するという作業をやっていて、つるして冷蔵庫に保管しているわけですけども、その冷蔵庫に入らせていただいて肉片をカットしてくるという作業を協議会で実務上実施しているということになります。</p>
<p>これは権限を持っているわけ。</p>	<p>権限ではなくて・・・</p>
<p>だって、入札すれば、そこに行って肉片、サンプルをもらう権限を付与されてないと行けないじゃないですか。</p>	<p>申し訳ありませんでした。ご質問の趣旨が理解できました。枝肉の所有者がまずあって、なぜサンプリングできるかというご質問であろうかと思うんですけども、いわゆる法理上、トレーサ法上では、国の職員が、屠体から肉片を採取することができるというふうに権限が付与されています。これは国の職員に与えられている</p>

	<p>権限です。本来であれば、国の職員がすべての屠畜場から120万頭採取するということになると思うんですけども、実務上それは非常に困難ということなので、業務委託事業ということで含んでおります。</p>
<p>最後のところの、14ページのところは、この見積金額によって決定した金額がつながっていると考えていいんですね。</p>	<p>最終決定します、はい。</p>
<p>14ページの入札執行調書を見させていただいて、今回1者入札でかつ3回不調で、結果随意契約になったということなんですが、そうすると、なかなか価格が実施者にとって予定価格が魅力的でないというか、かなり苦しいのではないかというようなことが予測されます。それも応募社が少ない原因なのかなというふうに感じなくはないんですけども、そのあたり、今後価格とかを見直したりとかする予定は検討されていますでしょうか。</p>	<p>価格の検討はなかなか難しいですね。上げるという要素はないです。</p>
<p>今の課題の続きなんですけれども、11ページに見積りの積算の内訳があるわけですが、これは、ほかの場合が業者さんからもらっているようなんですけども、この場合には省内で計算したということですか。</p> <p>これは何を参考にして見積もりをつくるのでしょうか。何かサンプル採取品というのがあるのか、参考に資料とかがあるのでしょうか。</p>	<p>実際の資料をもらってというわけではないんですが、時間給当たり、統一単価の中で、時間内にどれぐらいの点数が採取できるかということで、粗見積もり、実務上の業務もそうなんですけど、見ていただいているように、二本立てで、採取費と輸送費で立てております。中身としては、包装用材、サンプルを保管するための消耗品等も含めまして、人件費等と換算して1点当たり200円弱で実施していただくよう積算をしています。</p>
<p>牛肉トレーサビリティ推進協議会が、この業務をやらなかったら、この推進協議会の名前の意味がなくなってきましたね。ここの協議会というのは、この業務をするためだけにあるのですか。</p>	<p>そういうわけではないんです。</p> <p>もともと、この推進協議会の主軸メンバーというのは、日本格付協会ですとか、西濃運輸、それから日本農林水産省広報センターなんですけれども、この協議会からの定款のほうを見せていただいた中で言うと、牛肉生産流通履歴システム等の調査等にかかる事業の請負等を目的にしているの、現時点においては、当委託事業をメインにやっていますけれども、ほかの研究等ですとか、物流の合理化について研究しているというふうに報告は受けております。</p>
<p>そうですか。これをとらなかったら存在意義が</p>	<p>そうかどうかは、我々自身は報告を受けている</p>

<p>ないということですよ。</p>	<p>中で言うと、なかなか現時点の状況から言うと中心的な部分になるかと思いますが、意味がないかどうかはこちらではそうは思っていないですけれども。</p>
<p>なぜこれが不落になったかの。この案件は是が非でもとらないと、自分たちの存在意義がないと思っているのですが、それでも不落になったというのはなぜですか。</p>	<p>我々自身で積算の段階で言うと、厳しく財務当局等からして指摘を受けた中で、合理化が可能であろうという部分については人件費を削減して積算しています。そういう中で言うと、実務上ですね、経験がある協議会にとっては、なかなか厳しい金額であったのは確かかもしれませんが、不落になった部分がなぜかというのは、ちょっと私どもの分析的にはあれですけども、実際には、確かに例年合理化をかけて少しずつでも予算をちゃんと圧縮して、それでも実施できるようにというような予算の積算はしてございます。</p>
<p>○随102 平成23年度東アジア植物品種保護フォーラム推進事務委託事業</p>	
<p>これを選択しました理由は、1者応札だということですが、結果的に4年間、同じ業者が、しかも昨年も今年もとったわけですけども、昨年からことしやり方を変えてみただけでも結局同じ結果だったということについて、何かコメントはございますでしょうか。</p>	<p>まず、22年度1者応札でやったというこちらの結果は我々確認いたしましたして、こちらは契約の公募対象者なんですけれども、これが契約単位5,000万円以上ということでA等級の方に決定したところがあるんですけれども、2等級下がる場合とその協議だということにございます。また結構専門的な部分が多かったりですとか、継続的に海外とのやりとりが必要となるということございまして、規格提案でございまして、規格で割とといった声も踏まえまして、公示期間はなるべく1カ月以上とするというふうにきっちり1カ月になってしまったわけなんですけれども、1カ月といったことございましてシワヨセにならないようにと、今、注意をやったというふうにございまして、ただ、結果といたしまして、2年連続という1者応札になってしまったということ、しかも同じ社になってしまったということなんですけれども、やはり植物品種保護ということございまして、かなり専門分野として専門性の高い分野ということございまして、また海外等、特に途上国とのやりとりが強くなるということございまして、現地とのネットワークを有し</p>

	<p>ているというようなことも踏まえますと、なかなかちょっと手が挙がってこなかったという背景がございまして、結果として、同じ者の1者応札になってしまったという背景でございませう。</p>
<p>この仕様書ですけれども、だれが書いたのですか、この仕様書を。</p> <p>仕様書というのは、基本的には農林水産省が書いて、それから公募をする人に渡すものなのに、これ見ていて変だなと思ったのは、貴省ではとか書いてあるのですよ。これ仕様書、例えば新しい●●委員と●●委員、参加されてなかった昔に、予定価格なんかの決め方も、言ってみれば業者から取ったものを参考にしてつくっているというのも実はあるのですよ。で、この仕様書が、貴省はというふうになっているというのはおかしいですよ。</p> <p>それから、もう一つ、なぜこれが随意契約なのか、これも先ほどの案件、もういらっしやらなくなっちゃったと思うのですけれども、随意の41の自給率向上の話とも通じてくるのですけれども、これどうして随意契約なのかと。</p> <p>それから、そのときに言い忘れたのですけれども、非常に前の随意41のところの、その他の参考資料で、随意契約の理由というのを入らせていただいていますよね。随意41の平成23年度食料自給率の案件ですが、案件概要の添付資料に、その他の参考資料として、随意契約の理由が書いてありますが、これは、その他の参考資料ではなく、結構重要な書類なので、できれば前のほう独立した資料として記載して貰った方が良くと思います。</p> <p>そこの2つの点、これちょっと私見していて非常に違和感がありましたね。</p>	<p>まず、随意契約の規格競争型の随意契約ということなんですけれども、やはりこちらも価格だけの要請ではなくて、海外とのやりとり、特に交渉段階ですとか、技術支援ということに強くないと、ということございまして、私どももいたしましても、中身のほうも調べて採択をしたいと・・・</p>
<p>ごめんなさい。遮って申しわけないのですが、これは、さっきの財務大臣の話で、これは随意契約にしなきゃいけないということですか。先ほどの案件のことは御存じないんですね。</p>	<p>先ほどは総合評価の関係と・・・</p>
<p>そうですか、わかりました。</p> <p>仕様書ですけれども、仕様書は、貴省が書くべきものなのに、相手が書いたものをそのまま載っているというのはちょっと問題があるので</p>	

<p>はないでしょうか。よろしく申し上げます。</p>	
<p>○競151 平成23年度種苗特性分類調査(ウニキニアルブラ種)委託事業</p>	
<p>31ページのほうに、過去3年間の契約状況を書いてあるんですが、この①と②が金額が書いてあって、契約相手先名も①、②になっていて、それと1ページ目の金額との関係がどういうつながりがあるのでしょうか。</p>	<p>ご質問の内容についてなんですけれども、過去3年の①、②というのがあるのは、これは契約が2本に分かれているというものでございます。なぜ2本に分かれているかと申しますと、植物の種類が分かれているということでございます。</p> <p>ですので、例えば、平成22年度の①、②どちらも園芸文化協会になっておりまして、金額①、②と2つございますが、①につきましては3種類の植物を対象にしております、②については1種類の植物を対象にしている事業でございます。</p> <p>どういうふうな形で分けたかと申しますと、栽培体系だとか、植物の種類が似通っているものについてはできるだけまとめて作成していただくというもので合理化を図ったものでございます。</p>
<p>○競156 平成23年度農業共済組合等収穫量に関するデータ収集事業</p>	
<p>これ最後のページを見ますと、1者入札が3年続いておりまして、それで対策としては、公示の期間を延長していくと書いています。ただ、長くすることによってどの程度応募がありますかね。あと、ほかに何か対策として考えていらっしゃる場所がありますでしょうか。</p>	<p>これ、昨年度も同様な言い訳をさせて頂いてはおるのですが、説明会はなかなか来て頂けないのですが、説明書の受領とかについては、減っているとか、そういうことはなくて、今年度も一応6者の方に説明書等を取りに来て頂いて、中身の資料等を見て頂いたりということで、公示期間等の長さというのは、若干なりとも効果はあるのかなと。ただ、説明会から入札のほうになかなか興味を持って頂けないという状況にあるということが変わらないということで、あと備考欄に書いてあります、2者ほどからのアンケートで、どうして入札に参加しなかったのかというところで、確実に履行できるかはちょっとわからないからという部分と、あとは次年度以降の、毎年度うちがとれるかどうかもわからないので敬遠させて頂きましたというような形のご回答だということですので、その部分について、なかなかこちらのほうで、ここをこうすれば、ここはすべて解消できるというふう</p>

	<p>なかなか言えるところがありませんので、うちとしてできることとして、改善策の部分で、1番は公示期間を長くと、あとは今年度についてですが、改善策のところ22年度まで、5種類の資料提出だったのを3つし、細かいながらも、何とか来て頂きたいというふうにしているつもりではあります。</p>
<p>1つだけ、この表ですね、別紙1の表、これ空欄のところを全部調べるという意味ですか。</p>	<p>空欄ではなくて、この1と数字を打っているところのものについて調べてほしいということです。</p>
<p>○競168 平成23年度新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業における研究成果の普及状況把握・分析調査等に係る業務委託事業</p>	
<p>最後のページの採点結果集計表、応募者2者でそこそこ差がついていて、中にはゼロ点の項目をつけている方もいらっしゃいます。入札者Aのほうですね。もちろん、もう業者自体の力量であればしょうがないんですけども、仮にこれはもう連続して同一業者が落札されている件ですので、またその経験値の差というのもあるのかなということも想像できます。経験値の差を埋めるための対策等がございますでしょうか。</p>	<p>今回、ゼロ点のところは「仕様書に示した内容以外に何か新たに独自で企画されたところがないか」というところでした。この仕様書がもうちょっとしっかりしたものであれば新たに追加して企画していただくところもないので、この項目を削除するなどの工夫をすれば、余り差がつかなくなるのかなとは感じております。</p>
<p>今回、大分整備をされてきていると思うのですが、公告期間の日数を入れてくださいというのが1つ。 2番目は、企画審査検討経過記録、これを入れていただいている案件と入れていただけていない案件がありますので是非入れてください。 それから、何度も申し上げているかもしれませんが、過去3年の入札契約状況、これは概要書に記載しておいてください。 それから、随意契約とする理由を、このチェックリストの中に入れておいていただくとよろしいかなと思います。 この4点お願いできればと思っております。 もうよろしいですか、何かありますか。 ありがとうございました。以上で、抽出した物品・役務等契約の審査を終了します。</p>	